

栄町見聞録

平成三十一年二月

第180号



執筆発行 栄町議会議員
野田泰博(立憲民主党)
栄町安食台1丁目8番7号
メール yasnodat8760@gmail.com
Tel 0476-95-3665



民主から無所属そして自民へ

信念を消した議員、理念を失った議員

民主党から出馬し、二大政党を夢見て細野豪志氏は、民主党の幹事長代理、環境大臣、原子力防災担当大臣などを歴任した民主党のホープであった。民主党(民進党)が選挙で自民に負けると、希望の党に入り、希望の党が負けると無所属になり、とうとう自民党入党を希望した。まずは自民党会派に入ることになったと本人が公表し次の選挙に臨む。私も細野氏とは偶然に新宿駅で話したことがあった。二大政党の熱き志を聞かされたことを思い出す。

栄町も同じ現象

県議選は国政選挙と同じで政党で戦う選挙

岩井議員は8年前千葉県13区民主党幹事として栄町議会議員から千葉県議になった。選挙の時は千葉県各地から民主党の若手議員が大勢集まり応援した。県議選は政党選挙。しかし民主党が政権の座から退くと、岩井議員は民主党から無所属となった。政治は表向きには理念と理念との戦いだ、数の戦いでもある。

今回の県議選は栄町と印西市が一緒になって二人区になる。印西市の滝田県議は自民党公認。栄町の自民党町議の看板横に滝田氏の看板も並んでいる。本来、政党で戦う選挙だからこそ、選挙の時は政党を名乗り政党の方針を掲げて有権者にアピールする。だから選挙ではその一番コアの部分の票を隠してはならない。そんなに入りたい自民党に入党しても構わないが、それを隠して有権者の票をもらうのは選挙民をだますことになる。栄町の一部自民党町議は無所属の岩井県議を応援すると聞いた。公認自民党議員が無所属を応援する形はいびつの極み。

岩井県議が私には返答しないというので 他の市の県議に千葉県議会のことを聞いた

昨年9月議会に東海第二原発再稼働反対を求める請願が住民から出された。私は紹介議員となったが議会では否決された。時を同じくして東海第二原発が事故の避難民を栄町が受け入れると新聞報道された。11月の議会報告会で、避難民受け入れの経緯を町民から「千葉県議会ではどんな議論がなされたのか」と尋ねられた。12月の定例議会でも町長に避難民受け入れの経緯を尋ねたが県議会の動きは町長も答えられなかった。栄町には栄町出身の岩井県議がいるので県議に千葉県議会でのような議論がなされたのか質問した。昨年9月防災委員会でも日返答は、「野田さんは立憲民主党に所属しているので選挙の競争相手。だから答えられない」とメールが来た。県議なら千葉県議会のことを教えてもらいたかった。自分を支持しない人と同じ町の人でも返答しないと明言したのは残念。

千葉県議では

岩井県議の選挙の時のキヤッチコピーは「栄町から県議を」。岩井県議から聞けないなら、私は他の県議に聞くしかなかった。岩井県議の民主党時代の仲間、今は立憲民主党県議団の河野俊紀議員、網中肇議員(網中議員は岩井議員が民主党県議になった時に推薦状を書いた方とのこと)ほかに岩井県議と同じ立場の無所属の鎌ヶ谷市藤代県議にお聞きすると色々な岩井県議の行動を知らせてくれた。

(参考)東海第2原発は40年寿命の原発

福島第一原発事故後54基あった原発は34基となり、稼働できたのは9基のみ。今後も減り、2030年には日本の電力の20%を原子力でまかなうという政府案は絶望的。安倍政権は米国、英国、ベトナム、トルコに原発輸出を企てたが、全て失敗。使い終わった燃料の再利用計画は20年も遅れている。廃炉で出る核のゴミは行き場がない。

元民主党の細野豪志議員の自民党への鞍替え現象は栄町でも

23年前を忘れるな！（平成8年10月衆議院議員選挙買収違反） 栄町議5人逮捕、約300人の町民が事情聴取。有権者が気をつけること。

過去を忘れるな

今から23年前、栄町議会議員の選挙違反で警察の事情聴取は約三百人以上受けたという。町民が公職選挙法を少しでも知っていれば不名誉な事情聴取は防げたと思う。細かいことを見過ごすと、徐々に大きな違反に巻き込まれる。昔のことなど知らない方々に、私は知らせる義務がある。

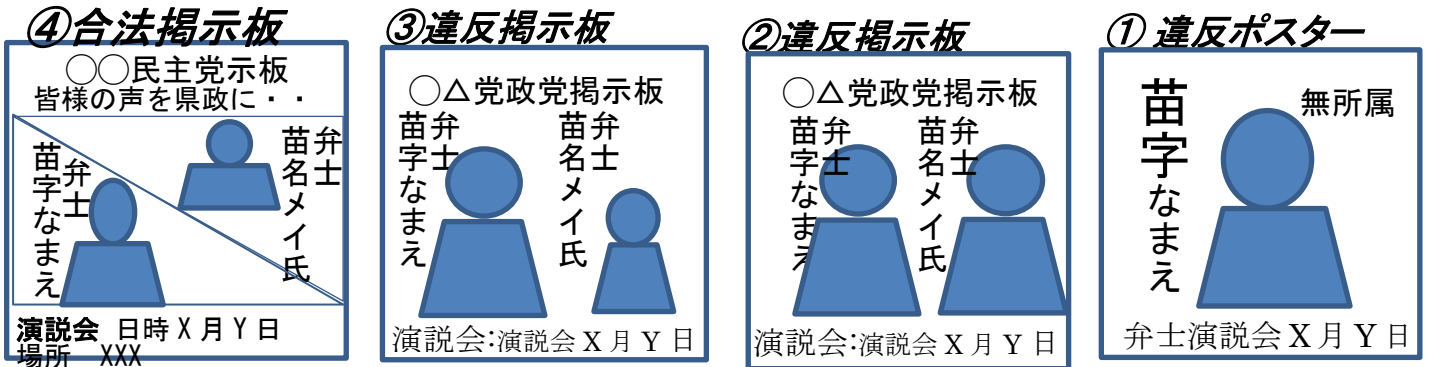
平成8年10月の衆議院議員選挙後、栄町議5人が逮捕（議員の事情聴取は9人）、町民300人以上が警察の事情聴取を受けた。議長を含む5名は公民権剥奪で栄町は一時的に機能不全となった。町民の間に亀裂が走り、険悪な状況が続いた。この選挙違反の情報をファックスで警察に流したのは野田だ、とデマが飛び、野田を殺すと駅前トイレにも書かれた。選挙に関する無知が栄町分断の危機をもたらした。私は嫌われても町民に知らせる。政治家は秩序を守れと。

ポスター、掲示板を見ればわかる違法、違法者を応援する町長ガツカリ

岩井県議および彼の後援会長に何度も県議の違反ポスターを忠告した。「公職選挙法では選挙の6ヶ月前には顔写真と名前のポスターは違反」と。だが町内には違法ポスターはますます増えた。そんな小さいことを言うと言った。私は忠告を受けた。選挙管理委員会の撤去の警告に心じない場合は警察が動く。警察の確認作業は煩雑で時間がかか

る。（撤去の責任は看板掲責任者）撤去に心じない場合、国、県、市町自治体が強制撤去をし、その経費はそれぞれの担当部門の公費。私も何度か栄町役場敷地内に建てていた岩井県議の違法看板を指摘し撤去させた。岩井県議の報告紙いわちやんポスト新春号に岩井県議の写真が出ると岡田町長の写真が出ていた。町の敷地内にも違法ポスターを立て続ける方を応援するよりも注意喚起が必要。これは県議への忖度か？

公職選挙法第143条の解説（すでに候補者全員に説明されている）



右図は公職選挙法第143条の解説
印西市、佐倉市、我孫子市に至る県道、市道に違法看板は立っている。栄町選挙区は交差点内の看板をいくつか撤去した。町が警察に届け出ても、看板はそのまま放置しているものもある。人手がなく手が回らないとのこと。

上図・違反ポスター①

無所属でも政党に属していても選挙候補予定者一人だけの写真と名前は違反。千葉県には岩井県議の「無所属の会」という名の政党は存在しない。千葉県議会では便宜上政党議員と区別するために使用。政党とは5人以上の国会議員を有しなければならぬ。岩井県議の個人ポスターは100%違法と断言。（選挙の判断）

上図・違反掲示板②

政党掲示板に国会議員と一緒に写っているポスターで、二人の写真、名前が同じ大きさであるのは良いが、政党の名前の大きさが写真に比べて極めて小さい。公職選挙法違反。

上図・違反掲示板③

政党掲示板にある写真のバランスが同じではない。弁士は同じ大きさにする必要あり。

上図・合法掲示板④

政党掲示板にある写真のバランスが同じで政党名と写真のスペースの大きさの比率が同じ必要がある。考えようによっては細かすぎる規則だが、公職選挙法を守るのが国、県、市町の議員です。

違法で汚れる町

今県議選が近くなり候補者たちの違法が浮き彫りになってきた。皆様のすぐ隣にある違法について私の経験をお知らせします。特に複雑な公職選挙法は政治家も完璧に理解する人は少ない。以前多くの善良な有権者が公職選挙法違反で事情聴取、逮捕、公民権を失うことを経験した。その後は町民の間に亀裂が生じた。私の家にも無言電話や嫌がらせのハガキ、手紙が差出人不明で届いた。

そのような状況を作ったのは政治家たちとその政治家を支持する人たち。守るべき法律、条例を無視して、そんな小さいことと済ませてしまうと町が汚れる。私のような立場の人間は自分の経験を皆様に知らせる必要があると思っている。多分、議員などしなければ公職選挙法など熟読しなかつたららう。

小さな違法は知らず知らずのうちに多分。知っていながら犯罪は違法はふやけて大きくなる。そして政治家が人を騙すことにつながり。特に岩井県議が町議になる時、私が指導した人。また同じ民主党にいた人。このベテラン県議は選挙の前に事務局長、後援会長を失ったと聞いた。多分代えたのかも知らないが、注意する人もいなくなつたのだらう。何があつたか知らないが、違反だけはやめてほしい。